

公共ます及び取付管設置（変更・廃止）に伴う提出書類について

《新設の場合：公共ますが設置されていない土地》

提出書類	内 容	備 考
申請書	公共ます及び取付管設置申請書 ※申請理由を必ず記載すること	決裁は7営業日以内 (公共ますの有無の確認にかう調査等必要となる場合を除く)
承諾書	公共ます設置承諾書 ※公共ますの設置位置図（官民境界から1.0m以内、隣地境界からの位置、地盤から管底深0.8m）を記載すること	土地所有者の承諾
添付書類	建築確認申請上の敷地が確認できるもの	
	排水設備計画確認申請書の写し（平面図、縦断図）	
	公共ますの設置を承諾した土地の境界及び所有者の確認できるもの	必要に応じて提出
	工事工程表	

- ・ 工事施工は上下水道局が行う。
- ・ 公共ます及び取付管設置基準は敷地面積500平方メートル未満につき1個とする。
- ・ 公共ます設置が困難な場合や時間を要する場合もあるため、大竹市上下水道局と事前協議すること。
- ・ 排水設備計画確認申請書の提出のない場合は受付しない。
- ・ 建物の基礎工事が着手されるまで、原則設置工事を行わない。

《新設の場合：自己都合により公共ますを設置するとき及び基準を超えて追加設置するとき》

提出書類	内 容	備 考
申請書	・ 公共ます及び取付管特別設置申請書 ※申請理由を必ず記載すること	決裁は7営業日以内
承諾書	公共ます設置承諾書 ※公共ますの設置位置図（官民境界から1.0m以内、隣地境界からの位置、地盤から管底深0.8m）を記載すること	土地所有者の承諾
添付書類	建築確認申請上の敷地が確認できるもの	
	排水設備計画確認申請書の写し（平面図、縦断図）	
	公共ますの設置を承諾した土地の境界及び所有者の確認できるもの	必要に応じて提出
	工事工程表	
完成図書	平面図・断面図・施工写真（着工前・施工状況・完了・本管接続箇所・管底深・材料検収等）	

- ・ 工事施工は申請者が行う。
- ・ 公共ます及び取付管の材料は大竹市上下水道局の承諾を得たものを使用すること。
- ・ 工事着手前に施工日を大竹市上下水道局へ必ず連絡すること。
- ・ 工事完了後、大竹市上下水道局へ公共ます及び取付管の寄付願いを提出すること。

《変更の場合：コンクリート製ますを塩ビ製ますに変更するとき等》

提出書類	内 容	備 考
申請書	公共ます及び取付管変更申請書 ※申請理由を必ず記載すること	決裁は7営業日以内
承諾書	公共ます設置承諾書 ※公共ますの設置位置図（官民境界から1.0m以内、隣地境界からの位置、地盤からの管底深）を記載すること	土地所有者の承諾
添付書類	排水設備計画確認申請書の写し（平面図、縦断図）	公共ます変更に伴い排水設備計画確認申請する場合に提出
	変更する公共ますの規格及び既設取付管の管種、口径を記載した図面	
完成図書	平面図・断面図・施工写真（着工前・完了・既設管接続箇所・管底深・材料検収等）	

- ・ 工事施工は申請者が行う。
- ・ 工事着手前に施工日を大竹市上下水道局へ必ず連絡すること。
- ・ 既設取付管との接続は、特殊継手等の専用材料を使用すること。

《廃止の場合》

提出書類	内 容	備 考
申請書	公共ます及び取付管廃止申請書 ※申請理由を必ず記載すること	決裁は7営業日以内
承諾書	公共ます廃止承諾書 ※廃止する公共ますの位置図を添付すること	設置承諾書を廃止承諾書に変更して提出
完成図書	施工写真（着工前・完了・閉栓箇所・材料検収等）	

- ・開発行為等やむを得ない場合を除き、公共ますの廃止は原則として認めない。
- ・公共ます及び取付管廃止申請書を提出する前に大竹市上下水道局と事前協議すること。
- ・工事施工は申請者が行う。
- ・工事着手前に施工日を大竹市上下水道局へ必ず連絡すること。
- ・既設取付管撤去後の本管閉栓は、閉栓キャップ等の専用材料を使用すること。

《お問い合わせ先》 大竹市上下水道局 工務課 下水道係  
Tel : 0827-59-2194 FAX : 0827-57-6432